**誹謗中傷による名誉棄損等の成立について**

**一、名誉棄損**

　１、真偽を確かめることができる内容

　２、公然の場であること

　３、対象が特定されていること

　４、社会的評価を下げる内容であること

以上４つの要件を満たすと、刑法第２３０条に規定する名誉棄損に該当する。

第230条

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年

以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、

罰しない。

**二、侮辱**

　１、公然の場であること

　２、対象が特定できる内容であること

　３、社会的評価を下げる内容であること

以上３つの要件を満たすと、刑法第２３１条に規定する侮辱罪に該当する。

第231条

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

**三、プライバシーの侵害**

　二に加え、個人情報や非公開にしていたプライベートの情報を公開するとプライバシーの侵害となる。

**四、信用毀損及び業務妨害**

　一の内容が虚偽であることが証明できた場合は、刑法第２３３条に規定する、信用毀損及び業務妨害に該当する場合がある。

第233条

虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害し

た者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**五、発信者情報開示請求と損害賠償請求**

　上記一から四の原因に基づき損害賠償を請求する場合には、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づき、プロバイダ会社へ発信者情報開示請求をすることにより投稿者の身元を特定し、投稿者に対して損害賠償請求を行う場合がある。

**六、刑事告訴等**

　１、誹謗中傷が脅迫と受け取れる内容のものは、警察に相談し対応する。

　２、名誉棄損を受けた場合、名誉棄損罪により被害者は警察に告訴状を提出する場合が

　　　ある。